

## 水質検査結果 (表流水)

○ 人の健康の保護に関する環境基準

年間1回実施。(平成 30 年 12 月 14 日採取)

(単位 : mg/ℓ)

番号	項目	基準値 mg/ℓ	計量値 mg/ℓ	計量の 方法	定量下限値
1	カドミウム	0.003	定量下限値 未満	JIS K0102.55.1	0.003
2	全シアン	検出されないこと	定量下限値 未満	JIS K0102.38.1.2及び38.2	0.1
3	有機りん化合物	1	定量下限値 未満	昭和49環告64号付表1	0.1
4	鉛	0.01	定量下限値 未満	JIS K0102.54.1	0.01
5	六価クロム	0.05	定量下限値 未満	JIS K0102.65.2.1	0.05
6	ひ素	0.01	定量下限値 未満	JIS K0102.61.2	0.01
7	総水銀	0.0005	定量下限値 未満	昭和46環告59号付表1	0.0005
8	アルキル水銀水銀化合物	検出されないこと	定量下限値 未満	昭和46環告59号付表1	0.0005
9	ポリ塩化ビフェニール	0.003	定量下限値 未満	昭和46環告59号付表3	0.0005
10	トリクロロエチレン	0.01	定量下限値 未満	JIS K0125.5.2	0.01
11	テトラクロロエチレン	0.01	定量下限値 未満	JIS K0125.5.2	0.01
12	ジクロロメタン	0.002	定量下限値 未満	JIS K0125.5.1	0.02
13	四塩化炭素	0.002	定量下限値 未満	JIS K0125.5.2	0.002
14	1,2-ジクロロエタン	0.004	定量下限値 未満	JIS K0125.5.2	0.004
15	1,1-ジクロロエチレン	0.1	定量下限値 未満	JIS K0125.5.2	0.02
16	シス1,2-ジクロロエチレン	0.04	定量下限値 未満	JIS K0125.5.2	0.04
17	1,1,1-トリクロロエタン	1	定量下限値 未満	JIS K0125.5.2	0.005
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	定量下限値 未満	JIS K0125.5.2	0.006
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02	定量下限値 未満	JIS K0125.5.2	0.002
20	チウラム	0.006	定量下限値 未満	昭和46環告59号付表5第1	0.006
21	シマジン	0.003	定量下限値 未満	昭和46環告59号付表5第1	0.003
22	チオベンカルブ	0.02	定量下限値 未満	昭和46環告59号付表5第1	0.02
23	ベンゼン	0.01	定量下限値 未満	JIS K0125.5.2	0.01
24	セレン	0.01	定量下限値 未満	JIS K0102.67.2	0.01
25	アンモニア性窒素	10	0.16	JIS K0102.42及び42.3	0.05
26	硝酸性窒素	10	0.27	JIS K0102.43.1.1	0.05
27	亜硝酸性窒素	10	定量下限値 未満	JIS K0102.43.2.3	0.05
28	ふっ素化合物	0.8	定量下限値 未満		0.1
29	ほう素	1	定量下限値 未満	JIS K0102.67.2	0.1
30	1,4-ジオキサン	0.05	定量下限値 未満	昭和46環告59号付表7	0.05

## 水質検査結果 (地下水)

○地下水の水質汚濁に係る環境基準(環境庁告示)

年間1回実施。(平成30年12月14日採取)

(単位:mg/ℓ)

番号	項目	基準値 (mg/ℓ以下)	計量値		計量の方法	定量下限値
			上流	下流		
1	カドミウム	0.01	定量下限値 未満	定量下限値 未満	規格55.4	0.0003
2	全シアン	検出されないこと	定量下限値 未満	定量下限値 未満	規格38.1.2および規格38.3	0.01
3	鉛	0.01	定量下限値 未満	定量下限値 未満	規格55.4	0.001
4	六価クロム	0.05	定量下限値 未満	定量下限値 未満	規格65.2.1	0.005
5	ひ素	0.01	定量下限値 未満	定量下限値 未満	規格61.2	0.001
6	総水銀	0.0005	定量下限値 未満	定量下限値 未満	昭和46環告59号付表1	0.00005
7	アルキル水銀	検出されないこと	定量下限値 未満	定量下限値 未満	昭和46環告59号付表2	0.0005
8	ポリ塩化ビフェニール	検出されないこと	定量下限値 未満	定量下限値 未満	昭和46環告59号付表3	0.0005
9	ジクロロメタン	0.02	定量下限値 未満	定量下限値 未満	JIS K 0125 5.2	0.002
10	四塩化炭素	0.002	定量下限値 未満	定量下限値 未満	JIS K 0125 5.2	0.0002
11	1,2-ジクロロエタン	0.004	定量下限値 未満	定量下限値 未満	JIS K 0125 5.2	0.0004
12	1,1-ジクロロエチレン	0.02	定量下限値 未満	定量下限値 未満	JIS K 0125 5.2	0.002
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	定量下限値 未満	定量下限値 未満	JIS K 0125 5.2	0.004
14	1,1,1-トリクロロエタン	1	定量下限値 未満	定量下限値 未満	JIS K 0125 5.2	0.005
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	定量下限値 未満	定量下限値 未満	JIS K 0125 5.2	0.0006
16	トリクロロエチレン	0.03	定量下限値 未満	定量下限値 未満	JIS K 0125 5.2	0.001
17	テトラクロロエチレン	0.01	定量下限値 未満	定量下限値 未満	JIS K 0125 5.2	0.001
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002	定量下限値 未満	定量下限値 未満	JIS K 0125 5.2	0.0002
19	チウラム	0.0006	定量下限値 未満	定量下限値 未満	昭和46環告59号付表4	0.0006
20	シマジン	0.003	定量下限値 未満	定量下限値 未満	昭和46環告59号付表5 第1	0.0003
21	チオベンカルブ	0.02	定量下限値 未満	定量下限値 未満	昭和46環告59号付表5 第1	0.002
22	ベンゼン	0.01	定量下限値 未満	定量下限値 未満	JIS K 0125 5.2	0.001
23	セレン	0.01	定量下限値 未満	定量下限値 未満	規格67.2	0.001
24	硝酸性及び亜硝酸性窒素	10	0.4	0.09	規格43.1.2及び規格43.2.5	0.1
25	フッ素	0.8	定量下限値 未満	定量下限値 未満	昭和46環告59号付表6	0.08
26	ほう素	1	定量下限値 未満	定量下限値 未満	規格67.4	0.01
27	クロロエチレン	0.002	定量下限値 未満	定量下限値 未満	平9環告第10号付表	0.0002
28	1,4-ジオキサン	0.05	定量下限値 未満	定量下限値 未満	昭和46環告59号付表7	0.005

○ダイオキシン類に係る土壌の測定結果

(単位:pgTEQ/ℓ)

番号	項目	基準値	下流井戸周辺	測定方法
29	土壌	1000	16	土壌調査測定マニュアル

○ダイオキシン類に係る環境水(地下水)の測定結果

(単位:pgTEQ/g-dryℓ)

番号	項目	基準値	上流	下流	測定方法
30	環境水(地下水)	1	0.026	0.025	JIS K 0312

## 水質検査結果 (表流水)

○排水基準 (水質汚濁防止法総理府令) 生活環境項目  
 その他 (採取年月日:平成 30年 12月 14日 )

	項 目	単 位	基 準 値	計 量 値	定 量 下 限 値
1	水素イオン濃度	pH/°C	5.8 ~ 8.6	別表-1のとおり	—
2	BOD	mg/L	60		1
3	COD	mg/L	90		1
4	SS	mg/L	60		2
5	n-ヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	5	定量下限値 未満	0.5
6	n-ヘキサン抽出物質含有量(動物油脂類)	mg/L	30	定量下限値 未満	0.5
7	フェノール類含有量	mg/L	5	定量下限値 未満	0.1
8	銅含有量	mg/L	3	定量下限値 未満	0.05
9	亜鉛含有量	mg/L	5	定量下限値 未満	0.05
10	溶解性鉄含有量	mg/L	10	0.06	0.05
11	溶解性マンガン含有量	mg/L	10	0.98	0.05
12	全クロム含有量	mg/L	2	定量下限値 未満	0.05
13	ふっ素化合物	mg/L	10	定量下限値 未満	0.1
14	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	日平均 3,000個	別表-1のとおり	10
15	全窒素	mg/L	120		0.05
16	全燐	mg/L	16		0.01

別表-1

項目 単位	水素イオン濃度 pH(°C)	BOD mg/l	COD mg/l	浮遊物質(SS) mg/l	窒素含有量 mg/l	燐含有量 mg/l	*大腸菌群数 個/cm <sup>2</sup>	電気伝導率	
								上流側	下流側
採取月								ms/m	
5月 28日	7.3/19.9	9.3	23	120	13	0.32	93	23	59
6月 19日	7.5/21.4	120	110	59	76	5.0	2400	22	60
7月 17日	7.0/20.3	5.6	14.0	6.0	1.9	0.49	56	22	44
8月 23日	6.9/20.2	2.4	19.0	9.0	1.8	0.78	320	23	33
9月 18日	7.1/1.1	1.9	16.0	4.0	1.6	0.80	34	22	34
10月 16日	6.7/21.1	1.4	12.0	4.0	0.88	0.39	14	22	36
11月 28日	6.8/1.0	定量下限値未満	10.0	11.0	0.75	0.14	24	20	69
12月 14日	7.0/11.9	2.0	6.0	92.0	0.84	0.30	定量下限値未満	21	65
1月 22日	7.6/10.7	3.0	20.0	67.0	1.9	0.39	25	21	57
2月 19日	7.3/9.9	2.0	7.0	12	1.3	0.12	定量下限値未満	20	52
3月 4日	7.1/10.4	2.0	17.0	22.0	2.0	0.15	14	22	54
基準値	5.8 ~ 8.6	60	90	60	120	16	3000	-	-
計量の方法	JIS K 0102 12.1 ガラス電極法	JIS K 0102 21 及び32.3	JIS K 0102 17	昭和46 環告59号 付表9	JIS K 0102 45.2	JIS K 0102 46.3.1	昭和37厚省 建省令1号 別表1	JIS K 0102 13	JIS K 0102 13